明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔規　則〕

○人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―五―九）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（法務五三）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同五四、五五）

○武器貿易条約のセーシェル共和国及びガーナ共和国による批准に関する件（外務二四）　三

○クラスター弾に関する条約への締約国の追加に関する件（同二五）　四

○重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件（文部科学二）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一八〇～一八五）　六

○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通二四八）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二四九）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二五〇、二五一）　八

○道路に関する件（中部地方整備局七、八）　九

○都市計画に関する件（近畿地方整備局七）　九

○道路に関する件（北海道開発局一〇～一二）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

宮内庁　法務省　財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成八年人事院公示第一七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二）　二

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（四国運輸局最低賃金公示一）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁　一〇

特定保険募集人の所在の確知等、建設業の営業の停止命令、鉄道財団設定関係

裁判所　二

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等　三

企業年金基金清算結了・清算人退任関係

会社その他　二六

## 規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十七日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一〇―五―九**

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「職員」の下に「（以下「放射線業務従事職員」という。）」を加え、同条第二項中「放射線業務に従事する職員」を「業務を行う放射線業務従事職員」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（緊急作業における被ばく限度）

**第四条の二**　第二十条第一項各号のいずれかに該当する場合における放射線障害を防止するための緊急を要する作業（以下「緊急作業」という。）に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員の当該緊急作業の期間中の線量の限度は、前条第一項各号及び第二項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

一　実効線量　百ミリシーベルト

二　等価線量　眼の水晶体については三百ミリシーベルト、皮膚については一シーベルト

（特例緊急被ばく限度）

**第四条の三**　男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十七条の二に規定する原子力保安検査官（原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。）が緊急作業に従事する場合であつて、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第一項の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度（以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。）は、百ミリシーベルトを超え二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。